

# イスラーム金融のデジタル対応 ：包摂的社会を実現するゲームチェンジャー

国際貿易投資研究所 客員研究員 金子寿太郎

かねこ・じゅたろう 1997年より公的金融機関に勤務中。この間、金融庁海外展開推進調整官、同国際証券市場決済調整官、(公財)国際金融情報センター中東アフリカ部首席研究員、同ブラッセル事務所長等を出向で、(一財)国際貿易投資研究所客員研究員および白鷗大学非常勤講師を兼職で、それぞれ歴任。早稲田大学法学士、独ケルン大学法学修士、早稲田大学学術博士(国際関係学専攻)。

本稿は、イスラーム金融におけるデジタル化やデジタルトランスフォーメーション(DX)の取り込み方について、政策的な観点から考察するものである。イスラーム金融は、主な利用者であるムスリム・ムスリマの人口動態ならびにイスラーム教国の経済構造および社会的な要請に鑑み、デジタル化やDXとの親和性が高いと考えられる。本稿は、こうした認識に立った上で、規制や監督における個別のフィンテック商品やサービスのイスラーム法(シャリーア)適合性評価を確立するほか、当局および市民双方のデジタルおよび金融関連リテラシーを向上することの必要性を指摘している。このうち前者については、シャリーアの目的(マカーシド)に照らした技術レベルでの解釈の公示が本質的な対応となるであろう。

## はじめに

金融分野におけるデジタル化、ひいてはデジタルトランスフォーメーション(DX)の議論が世界的に盛り上がりを見せている。ブロックチェーンのような分散型台帳技術、人工知能(AI)、ビッグデータ、生体認証等の新たな要素を活用する形で、新たなサービスプロバイダーが市場に参入し競争が激しくなる中で、様々なイノベーションやディスラプションが生じている。政策的な観点からも、フィンテックに対しては、金融包摂に繋がるとして、期待が大きい。その反面、新しい金融商品・サービスを既存の規制で管理し切れるのか、ピアツーピア(P2P)取引が容易になりプロとアマの境目

が曖昧になる下でどのような監督が必要なのか、といった課題も生じている。

イスラーム金融でも、特に送金・小口決済、資産運用等の分野でデジタル化が進んでいる。具体的には、暗号資産、スマホ(モバイル)送金、クラウドファンディング、ロボット資産運用アドバイザーのような新しい金融形態が盛んに議論されている。

イスラームは聖俗一体の理念であり、人間のあらゆる活動をカバーする[井筒1991:39-41]。したがって、イスラーム金融は、宗教に則った金融サービスの形態であり、通常の金融(コンベンショナル金融)とは別に議論されることが多い。イスラーム金融は、1970年代に形式化されて以来、イスラーム教徒を中心に、世界各地で発展している。イスラーム金融サー

ビス委員会（IFSB）によると、2021年における全世界のイスラーム金融資産は、3.06兆米ドル相当と、前年の2.75兆米ドルから11.3%増加した〔IFSB 2022a〕。なお、2020年における前年比伸び率は10.7%であり、コロナ禍の下でも速い成長スピードを維持している〔IFSB 2021〕。

イスラーム金融におけるフィンテック市場の規模について、有力民間調査会社は、イスラーム協力機構（OIC）<sup>1)</sup>の主要加盟国全体で、2020年時点で490億米ドル（世界全体の0.72%）と推計している。ただ、同社によれば、2025年まで毎年平均21%ずつ拡大し、同年には1,280億米ドル（世界全体の15%）に達する見込みである。なお、2020年時点の規模を国別でみると、サウジアラビアが最大であり、イラン、UAE、マレーシア、インドネシアがこれに続いている〔DinarStandar and ELIPSES 2021：11〕。

この後の本稿の構成は次の通りである。まず、第Ⅰ節において、イスラーム金融とデジタル化の関係を捉える上での重要な視点を3つ特定する。続いて、第Ⅱ節で、イスラーム金融にデジタル化を取り込む際の政策的課題を2つ指摘する。最後に、「おわりに」で、本稿の主要な結論を述べるとともに、今日のイスラーム金融におけるもう一つの最重要テーマであるサステナブルファイナンスとデジタル化の接点について触れる。

## I イスラーム金融と フィンテックの関係

フィンテックがイスラーム金融にも浸透しつつある下で、サウジアラビア、UAE、マレー

シアなどのイスラーム金融が活発なイスラーム教国では、市場育成と適切なリスク管理の両立を目指して、当局が積極的に指針を作成している。政策的見地からイスラーム金融とデジタル化の関係を考察する際のポイントとして、次の3点を挙げることができよう。

第一に、イスラーム教徒は、出生率の高さなどを背景として、全体的に年齢が若い。2015年時点の調査によれば、イスラーム教徒の年齢の中央値は24歳と、非イスラーム教徒より8歳低い〔Pew Research Center 2017〕。若者は一般的にデジタルリテラシーが高いことに鑑みると、若年ムスリム人口の大きさは、イスラーム金融とテクノロジーの親和性が高いことを示唆する。

第二に、イスラーム教圏には、中東・アフリカ・アジアの最貧困国が含まれている<sup>2)</sup>。それらの国々では、金融インフラの整備が遅れていることもあって、銀行口座を持つ人口の比率が低いなど、金融サービスへのアクセスが限られている<sup>3)</sup>。フィンテックは金融サービスの価格低下により、ムスリム貧困層の金融包摂に貢献できる。レガシーシステムの重荷がないことは、いわゆるリープフロッグ現象として知られているように、むしろ一足飛びに高度な金融サービスが浸透するポテンシャルがあることを含意する。加えて、フィンテックは販売コストが低いため、従来マーケティングの対象とされ難かった非イスラーム教国のムスリム・ムスリマといった少数派による金融サービスへのアクセスも実現し易い。

包摂的な社会の実現はイスラーム法（シャリーア）の重要な目的（マカーシド）であるため、もともとマイクロファイナンスやマイクロ保険（タカーフル）はイスラーム金融との相性

が良い。従来はマイクロファイナンスなどの高いコスト構造が拡大の障害となっていたものの、デジタル化によるコスト低下効果を活かすことで飛躍する可能性がある。イスラーム金融におけるデジタルマイクロファイナンスの議論もみられ始めている。

第三に、イスラーム教圏では概して出稼ぎ労働者の受け入れと送り出しの双方が活発であるため、安価・迅速・安全なクロスボーダー送金（レミッタンス）サービスなどに対する需要が高い。一部のイスラーム教国はクロスボーダーでの中銀発行デジタル通貨について検討している。

## II 政策上の課題

フィンテックには、従来の金融との比較で、長所と短所がある。例えば、フィンテックがP2Pでのサービス提供を安価に実現できることは、金融包摂を促進する反面で、消費者を金融犯罪から守ることを難しくすることにもなり得る。したがって、各国の規制・監督当局は、リスクを管理しつつ、過剰な規制でフィンテックの長所を殺さないための適切なバランスを模索している。

前節で述べた特性から、イスラーム金融においても、デジタル化やDXの機会や恩恵は大きい。その反面、イスラーム金融のデジタル化を持続的に進展させることは容易ではない。マネーロンダリング・テロ資金供与への対策（AML/CFT）と個人情報の保護のバランス、アルゴリズムの説明可能性、サイバーセキュリティと利便性の両立、外注依存に伴うベンダーロックインの回避、といったコンベンショナル金融と共通するものに加えて、次のようなイス

ラーム金融に固有もしくは顕著な課題が考えられるからである。

第一に、関係するリテラシーの向上である。OECDのデータによると、イスラーム教徒が多数を占める国（イスラーム教国）の一部では、市民の金融リテラシーが十分とは言い難い。これには、経済的な理由に加えて、学校教育を含む社会的な理由、金利（リバー）の忌避といった宗教的な理由<sup>4)</sup>、過疎地が多いなどの地理的な理由が関係していると考えられる。DXを金融包摂へと繋げる試みが世界的に注目される中、イスラーム金融においても、人々が最新技術を活用できるようにすることが重要なテーマになっていくであろう。規制・監督当局や金融機関についても、金融・デジタル分野における職員の能力構築・向上も求められる。

これを実現するためには、金融リテラシーのみならず、ITリテラシーの向上も不可欠である。これらのリテラシーが不十分なまま金融のデジタル化が進めば、消費者やリテール投資家が詐欺等の犯罪にあうリスクを高めるほか、デジタルディバイドのような社会の分断にも繋がりがかねない。教育を通じて、消費者等を保護するとともに、金融サービスにおけるDXから誰も取り残されないようにすることは、国連SDGs（第一および第四の目標）とも整合的である。当局職員は、フィンテックを扱うイスラーム金融機関のリスクを正確に把握し必要な措置を講じるとともに、RegTechやSupTechを適切に活用するためにも、自らの金融・ITリテラシーを高度に維持しなければならない。

第二に、イスラームの教義との関係の整理である。イスラームの教義では、豚肉食や金利の禁止のように具体的に明示されているものは比較的少なく、どちらかと言えば抽象的・観念的

な禁忌が多い。上述のとおり、シャリーアは、公正や公平の実現等と並んで、包摂的な社会の実現をマカーシドにしているため、その手段としてのDX自体を否定するものではないと推測される<sup>5)</sup>。実際、「ハラル・クラウドファンディング」のようなシャリーアに適合していることを売りにする金融商品も出ている。とはいえ、分散型金融（DeFi）、個別のフィンテック商品等に関する評価はイスラーム法学者（ウラマー）の間で異なる<sup>6)</sup>。

通常、イスラーム金融機関はウラマーがメンバーの内部委員会（シャリーアボード）を設け、自社の製品・サービス・活動のシャリーア適合性を審査している。しかし、一旦ハラルとして売り出された商品等が後から当局によりシャリーア不適合（ハラム）と指定されるケースもある。このようなことが起きると、購入者が被害を受けるのみならず、潜在的な購入者にも萎縮効果が働く。取引の安定性を担保するには、ルールの透明性や監督方針の予見可能性が欠かせない。

イスラーム金融における禁忌には、金利以外にも、投機（マイシル）や不確実性（ガラル）の要素等があり、これらを包含する商品やサービスはハラムと見做される。また、イスラーム金融は実取引の裏付けを要件とする。以上に鑑み、ある種の暗号資産価格については、裏付け資産を欠いていることや高いボラティリティがイスラームの教義と整合的と言えるのか、という点が議論されている<sup>7)</sup>。

フィンテック商品を販売した後にウラマーによりハラムと判断された場合、その売上金相当が金融機関の損失に計上されるため、販売した金融機関のバランスシートを圧迫する。個別金融機関がシャリーア・ガバナンス構造を強化す

るとともに、当局がフィンテック商品やサービスに対するシャリーア上の整理を明確化することは、イスラームに金融におけるフィンテックの発展にとって急務である<sup>8)</sup>。

## おわりに

フィンテックに対する規制や監督のあり方については、コンベンショナル金融でも、まだ具体的な方向性が定まっていない。それでも、技術に関わりなく（technology neutral）、同じリスクに対しては同じ法・規制を適用すべき、という点はグローバルな共通認識になりつつある。これをイスラーム金融に置き直すと、見目に惑わされることなく、デジタル化された取引や商品の本質を捉えた上で、適法性を評価するということになるだろう。その際には、シャリーアに則って禁忌を回避する（ネガティブスクリーニング）のみならず、福祉（マサラハ）を実現するために金融デジタル化により生み出される新たな価値を積極的に取り入れる姿勢が欠かせない。

本稿で指摘した課題に対処するには、クロスボーダー取引を活性化させ規模の経済を活かす上でも、イスラーム教国間の規制や監督にかかる連携が鍵となる。イスラーム金融にかかる基準策定主体「イスラーム金融機関会計監査機構」（AAOIFI）は、暗号資産、クラウドファンディングなど一部のフィンテックについて、シャリーア基準を策定中である〔DinarStandard and ELIPSES 2021：12〕。もっとも、シャリーアの解釈は、個別のイスラーム法学者の判断に委ねられているため、収斂や調整が難しい<sup>9)</sup>。こうした事情も踏まえつつ、各国・地域・金融機関のベストプラクティスを特定し、そこから



得られる教訓を広く共有するような協力の仕組みを強化することが望まれる。

しかし、より根本的な方策は、個別の金融サービスレベルではなく、ブロックチェーンやAIといった個別サービスの依拠する技術レベルで、シャリーア適合性に関する判断が示されることである。この点で、OICのシャリーア解釈機関である Fiqh Academy が布告（ファトワー）を通じてマカーシドの今日的な文脈における明確化を図ることは特に有用であろう。

今日の国際社会ではデジタル化と同様、持続可能性の追求も重要なテーマとなっている。金融のデジタル化を巡る政策上の論点には、サステナブルファイナンスのそれと重なる部分も多い。特に社会的課題への対処については、「イスラミック・ソーシャル・ファイナンス」と呼ばれるようなイスラーム金融の形態が両者の重要な結実点となり得る。具体的には、喜捨（ザカート）<sup>10</sup> や寄進（ワクフ）の手段としてクラウドファンディングを活用することにより、こうした博愛的経済活動の発展を支援する取り組みも考えられる<sup>11</sup>。

\*本稿で述べられている見解は、筆者のものであり、筆者が所属するもしくはかつて所属していた機関のものではない。

**[注]**

- 1) イスラーム教国間の協力強化全般を担う国際機関。本部はサウジアラビアのジッダに所在。前身は1969年に創設されたイスラーム諸国会議機構（Organization of the Islamic Conference）。2011年に現在の名称に変更。本稿執筆時点の加盟国数は57。
- 2) 世界銀行等は、OIC加盟国のうち21か国を後発開発途上国（LDC）に区分している [World Bank and Islamic Development Bank Group 2017]。
- 3) イスラーム開発銀行（IsDB）は、OIC加盟国人口のうち72%以上が金融サービスから排除されていると推計している [IsDB 2018]。
- 4) お金の役割に関するシャリーアの解釈は不明確と考えられている [Wilson 2019: 34-35]。他人とお金について話すことを下品と考え忌避する傾向がある点で、日本人の感性に近い。

- 5) Laldin and Furqani [2021: 117] は、イスラームの格言「物事は意図によって決まる」に基づき、他者を騙したり操ったりするためではなく、取引を容易にするという高貴な意図を伴って発展する限り、シャリーアはフィンテックを支援する、との見方を示している。なお、OICのシャリーア解釈機関である Fiqh Academy は、1990年の決定（No. 52/3/6）により、現代的な通信手段を介した契約の有効性を認めると宣言している。
- 6) イスラームの教義の観点から、AIは、一定の自律性を持つ一方で、事故等（misbehaviour）の帰責性を問えない代理人であるという点で、古典的なシャリーアにおける奴隷と類似している、という指摘もある [Nienhaus 2019: 209]。
- 7) 暗号資産の先駆けであるビットコインに対しては、ウラマーの間でもシャリーア適合性判断が分かれている [Al-Bashir 2019: 169]。Adam and Barkatula [2019: 128] は、ビットコインはそれ自体シャリーアに矛盾するものではなく、シャリーア適合性は契約や商品次第である、との見方を示している。一方、マレーシアのファトワー委員会は、ビットコインは価格変動の大きさに伴い投機を惹起するほか、中央で管理主体を欠くことから、ハラムとの判断を2014年に示している。こうした状況の下で、実務においては、マレーシアの HelloGold、インドネシアの Blossom Finance などの暗号資産はシャリーア適合証書を取得している [IFSB 2020: 15]。
- 8) Laldin and Djafri [2021: 115] によれば、イスラーム金融に対しては、イスラームの哲学的な実質よりも形式的な合法性に重きが置かれてきた、との批判がある。同様に、Ma'ruf, Mahomed and Mohamad [2021: 195-200] は、シャリーア基準は積極的な善行よりも害悪をなさないことに焦点が当てられていると指摘している。
- 9) Yasini and Yasini [2019: 329] は、ウラマーによるイスラームの教義に関する新しい解釈（イジュティハード）が不可欠である、との立場を明らかにしている。
- 10) 一定の閾値（ニサーブ）を超える所得に対しては、拠出が義務付けられているため、事実上の富裕税に相当する。一方、自発的な喜捨はサダカと呼ばれる。
- 11) ザカートの運用に関しては、徴収が不十分であったり、適切に分配されていなかったりする、という指摘がある [Yasini and Yasini 2019: 334]。

**[主要参考文献]**

井筒俊彦, 1991, 『イスラーム文化 —その根柢にあるもの—』岩波文庫。

Al-Bashir, Muhammad Al-Amine Muhammad. 2019. "Crowdfunding in Islamic Finance: Ensuring Proper Shari'ah Oversight" *Fintech in Islamic Finance: Theory and Practice*. Routledge.

Adam, Mufti Faraz and Mufti Abdul Kadir Barkatula. 2019. "Currency in Islamic Law: A Shari'ah Analysis of Bitcoin" *Fintech in Islamic Finance: Theory and Practice*. Routledge.

DinarStandar and ELIPSES. 2021. "Global Islamic Fintech Report 2021"

IFSB. 2020. "Digital Transformation in Islamic Banking" IFSB Working Paper Series. WP-19.

IsDB. 2018. "Financial Inclusion- The Role of Islamic Finance"

- Laldin, Mohamad Akram and Hafas Furqani. 2019. "Fintech and Islamic Finance: Setting the Shari'ah Parameters" *Fintech in Islamic Finance: Theory and Practice*. Routledge.
- Nienhaus, Volker. 2019. "Blockchain Technologies and the Prospects of Smart Contracts in Islamic Finance" *Fintech in Islamic Finance: Theory and Practice*. Routledge.
- Pew Research Center. 2017. "The Changing Global Religious Landscape: Babies born to Muslims will begin to outnumber Christian births by 2035; people with no religion face a birth dearth"
- Wilson, Rodney. 2019. "Implications of Technological Advance for Financial Intermediation in Islamic Finance" *Fintech in Islamic Finance: Theory and Practice*. Routledge.
- Yasini, Sirajulhaq and Marifatulhaq Yasini. 2019. "Current Trend and Future Impacts of Fintech in Islamic Finance" *Fintech in Islamic Finance: Theory and Practice*. Routledge.